

2021年10月28日

各位

慶應義塾大学  
入学センター

2022年度留学生対象入学試験  
新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大にともなう  
日本留学試験（EJU）追試験への対応について  
（文学部・経済学部・法学部・商学部・理工学部・総合政策学部・環境情報学部・看護医療学部）

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大の影響による日本留学試験追試験（以下「EJU 追試験」）実施にともない、留学生対象入学試験に関して以下の通り対応します。

対象学部：

文学部・経済学部・法学部・商学部・理工学部・総合政策学部・環境情報学部・看護医療学部

- ・ 2021年度11月のEJU追試験（11月30日）を受験予定の場合でも出願を認め、選考にEJU追試験の結果を用います。
- ・ 2020年度11月にEJU追試験を受験している場合も、選考にEJU追試験の結果を用います。

注意事項

- ・ EJU追試験に関する詳細は、日本学生支援機構のWebサイト（以下URL）をご確認ください。  
[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/news/1200160\\_2562.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/news/1200160_2562.html)
- ・ Webエントリー・出願時はEJU本試験の情報（受験番号・受験票）を使用してください。
- ・ 2021年11月以外のEJU試験結果の提出がなく、下記に該当する場合は、いずれも出願に必要な書類の提出がないため、出願が不受理となります。
  - 1 EJU追試験の受験が認められなかった場合
  - 2 EJU追試験を受験しなかった場合
- ・ 下記の場合、いずれも入学検定料の返還を申請することはできません。
  - 1 出願資格や統一試験の条件を満たさなかった等の理由で、出願が不受理となった場合
  - 2 入学検定料を支払ったが、結果的に出願しなかった（出願書類を郵送しなかった）場合
  - 3 2021年11月以外のEJU試験結果の提出がなく、追試験の受験が認められなかった場合・追試験を受験しなかった場合
- ・ 選考にあたっての基準点や評価方法に関する問い合わせには、一切応じられません。

以上